

農業委員会

選挙人名簿申請書

1月10日までに提出を

農業委員会等に関する法律の定めにより、次に該当する農家の皆さんには農業委員会委員選挙人名簿登録申請書を提出していただかなければなりません。申請書は農協連絡員の皆さんを通じてお届けしますので、記載事項漏れのないよう正しく記入して提出してください。

【対象農家】農地を10ア以上耕作している農家（平成3年1月1日現在）

【選挙権を有する人】
○10ア以上の農地について耕作の作業を営む人と同居の親族またはその配偶者で、年間おおよそ60日以上耕作に従事する人。
○南国市内に住所を有する人で、平成3年3月31日現在で満20歳以上の人。

ただし、農業者経営移譲年金の受給に際し、第三者に経営移譲した人で自留地が10ア未満の耕作者または別居の後継者に経営移譲した人は申請できません。（同一の世帯員で自作地、小作地を併せて10ア以上耕作してい

る場合は申請できません）

【申請期限】1月10日

【提出先】市農業委員会事務局
※申請書がお手元に届かない場合や不明な点のお問い合わせは、市農業委員会事務局（☎0211-内線200）まで。

【市農業委員会】
【市選挙管理委員会】

大正9年11月

生まれの方

老人医療受給手続きを

大正9年11月生まれの方は、今月から「老人医療受給資格」ができましたので、必ず医療保険証と印鑑を持って、保健課給付係まで手続きにおいでください。
【保健課】

今月の納税

固定資産税(3期分)、国保税(4期分)
納期限は 12月25日 です
市税は納期限内に納付しましょう
※口座振替をご利用の方は引き落とし不能にならないよう納期限前に口座の残金をお確かめください。

市税のはなし②

市では市民の皆さんのご要望にお答えしてさまざまな仕事を行っています。そのための財源の中で市民の皆さんに直接負担していただいているのが市税で、市の収入の約25%を占めています。

南国市を支えている「市税」についてシリーズでご紹介していますが、今回は固定資産税についてです。

固定資産税

固定資産とは、土地、家屋、償却資産（土地、家屋以外の事業の用に供することのできる資産）をいいます。固定資産税は、1月1日現在の固定資産の所有者にかかります。その人が死亡している場合等には、その固定資産を現に所有している人が税を納めることとなります。ただし、実際に納付書がお手元に届くのは5月中旬ごろです。

1月2日以降に死亡や売買などの異動があった場合も1月1日に所有していた方に税がかかります。

◇土地
土地とは田、畑、宅地、山林、原野、雑種地等をいいます。

原則として土地登記簿に登録されている面積で計算されます。評価額は標準地を選定し、売買実例価格をもとに算定した正常売買価格を基礎として求めます。

○住宅が建っている土地の特例
200平方メートルまでの住宅用地の課税標準額は、その土地の課税標準額の4分の1の額とします。また、200平方メートルを超える住宅用地については住宅の床面積の10倍までの面積について課税標準額の2分の1の額とします。

なお、土地の課税標準額の合計が15万円に満たない場合は、課税されません。
税率は、課税標準額に100分の1・6を乗じた金額です。

○固定資産の評価替え
固定資産税は「適正な時価」を課税標準額として課税をしているので、本来は毎年評価替えを行うべきですが、膨大な土地・家屋について毎年評価替えを行うことは、事実上不可能です。

1月2日以降に死亡や売買などの異動があった場合も1月1日に所有していた方に税がかかります。

◇土地
土地とは田、畑、宅地、山林、原野、雑種地等をいいます。

原則として土地登記簿に登録されている面積で計算されます。評価額は標準地を選定し、売買実例価格をもとに算定した正常売買価格を基礎として求めます。

○住宅が建っている土地の特例
200平方メートルまでの住宅用地の課税標準額は、その土地の課税標準額の4分の1の額とします。また、200平方メートルを超える住宅用地については住宅の床面積の10倍までの面積について課税標準額の2分の1の額とします。

年末年始の市役所

市役所は、12月29日(出)から1月3日(休)まで休みです。この期間中は、戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明などの各種証明書は発行できませんので、必要な方は早めに申請してください。ただし、出生届、死亡届、婚姻届など届書については、休み期間中も当直室（本庁舎西側入口）で受け付けます。

支所についてもこの期間は休みです。届書については市役所をご利用ください。
なお、12月28日と1月4日は平常通り業務（支所は9時30分～3時30分）を行います。

しらすつなぎの

特別採捕

採捕者の皆さんは、次のことを厳守して採捕をしてください。
【禁止されていること】
○許可された時期・場所以外での採捕
○火光利用すくい網以外の漁具及び漁法の使用
○届け出た船舶以外での採捕
○午前6時30分～午後5時まで

3年度住宅新築資金等の貸し付け

同和対策の一環として行なわれている「住宅新築資金等」の受け付けを次の通り行います。
【貸付金の種類】住宅新築資金、住宅改修資金、宅地取得資金
【申し込み期間】1月16日(内)～2月28日(内)
【貸付説明会の日程】
○南部福祉館：1月20日(内)、午前10時～11時
○中央福祉館：1月20日(内)、午後1時30分～3時
新築資金等の貸し付けは3年度で終了の予定ですので、希望者は今回申請してください。
※申込書の申請など詳しいことのお問い合わせは、中央福祉館（☎02220）南部福祉館

南国市俳句大会

（☎0285）まで。
【とき】1月20日(内) 午後12時50分から
【ところ】大篠地区公民館
【投句】2句1組500円（何組でも構いません）、かい書で未発表のもの。
【投句期間】1月4日～10日（当日消印有効）
【投句方法】市立中央公民館俳句大会係（南国市大浦甲二二五）へ持参または郵送
※詳しいことのお問い合わせは、市立中央公民館（☎03498）まで。

連絡員さん

あじがごとく

来年もよろしく

連絡員の皆さん、今年もお世話になりました。来年も、広報などの文書がスムーズに市民の皆さんのお宅に届くよう、よろしくお願ひします。
なお、連絡員の交替や部数の変更は、総務課総務係（☎0211-内線431）までご連絡ください。

移動図書館カレンダー

日	曜	場所	時間
1/9	水	十市保育所 9:40~10:10	礼場バス停前 10:20~10:50
10	木	中沢建材店前 9:40~10:10	稲生保育所 10:20~10:50
11	金	里保育所 10:00~10:30	浜改田公民館 10:40~11:30

市の統計11月

面積 125.11km² (平成2年11月30日現在)

《人の動き》	《交通事故》	《救急》
人口 47,475人	発生件数 48件	出動回数 92回
男 22,886人	死者 1人	急病 33回
女 24,589人	傷者 54人	交通事故 27回
前月比 17人減	《火災》	一般事故 23回
世帯数 17,200世帯	発生件数 1件	その他 9回
出生 37人	建物 1件	《その他》
死亡 29人	山林 0件	建築確認申請 19件
転入 100人	その他 0件	開発許可申請 5件
転出 125人	被害額 1,643万円	農地転用許可申請 14件

県民手帳が入荷しました

ご予約の方は市役所企画課まで取りにおいでください。また、余分もありますので、ご希望の方はお申し出ください。